

●香川県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年3月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 黒瀬本大線（237号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市昭和町3丁目甲1721番1地先から 観音寺市昭和町1丁目甲1691番1地先まで	14.1～33.2	127	平成20年香川県告示 第435号で変更した 区域の一部
観音寺市昭和町1丁目甲1694番1地先から 観音寺市昭和町1丁目甲1623番1地先まで	13.2～13.9	33	

- 4 供用開始の期日 平成25年3月5日